

## 松江地方裁判所委員会（第24回）議事概要

### 第1 日時

平成24年12月4日（火）午後1時30分～午後4時00分

### 第2 場所

松江地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）石倉東政子，遠藤昇三，勝谷有史，栗原昌子，島田義久，  
多久和厚，谷口知子，中川修一，森田邦郎，山寄和信，横山泰  
造（五十音順敬称略）

（事務担当者）藤井事務局長，高田民事首席書記官，佐々井刑事首席書記官，  
岩崎事務局次長，田河総務課長，齊藤総務課庶務係長

### 第4 テーマ

- (1) 松江地方裁判所のウェブサイトの在り方について（第3回）
- (2) 裁判員裁判について

### 第5 議事

#### 1 委員長選任

委員の互選により，山寄委員が委員長に選任された。

#### 2 意見交換

別紙のとおり

#### 3 次回の意見交換テーマ

- (1) 松江地方裁判所の防災対策について
- (2) 地裁委員会の運営の在り方について

#### 4 次回開催日時

平成25年5月28日（火）午後1時30分～午後4時00分

(別紙)

## 1 松江地方裁判所のウェブサイトについて

### (1) 説明

松江地方裁判所のウェブサイトの改修状況について、田河総務課長から説明が行われた。

### (2) 意見交換 (●委員長, ○委員)

○ 閲覧者によって視点も異なり、言い始めるとまだまだ意見が出るというのがウェブサイトの特徴である。閲覧者にとって目的のページにたどりつきやすいかどうかという点では、随分改善されたのではないかと思う。

○ 「裁判所の所在地」ページ内の行き方の表示は、改行がなく、文字がずっと書いてあるために少し見づらい。例えば、「松江駅からお越しになる方」などの見出しをつけてはどうか。また、同ページ内の「管轄一覧はこちら」という言葉は余りなじみがないと思う。例えば「お住まいの地域の裁判所はこちら」など、平易な言葉を検討されてはどうか。

○ 現在、島根県庁のウェブサイトをウェブアクセシビリティの観点から改修を行っている。視覚障がいのある方など、様々な方のために、改修しているが、そうすると面白味は無くなっていく。裁判所のウェブサイトは、面白く、分かりやすくというよりも、伝えやすく、本当に分かりやすくというところにポイントを置くべきだと思う。そういう意味では、この度の裁判所ウェブサイトの改善はこれに沿っていると思う。

○ トップページ画像について、前回委員会において「観光サイトではないので、観光地の画像は削除した方がよい。」との意見があった。今回、この意見に基づいて松江城などの画像を削除されたが、別の方が見たら、もっと親しみやすく、松江城も入れた方がいいという意見も出てくるかもしれない。答えは一つではないが、裁判所の情報が欲しい人に一番分かりやすくするというのを第一義とすればよいと思う。

- ウェブサイトのみで広報するのではなく，子どもから高齢者までが一覧できるような方法も検討する必要があると思う。例えば，法の日などに，新聞紙上などにおいて裁判所を分かりやすくアピールしてはどうか。

## 2 裁判員裁判参加のための休暇制度に関する企業向けアンケート結果について

### (1) 説明

裁判員裁判参加のための休暇制度に関する企業向けアンケート結果について，田河総務課長から説明が行われた。

### (2) 意見交換（●委員長，○委員）

- 全国的に見てどうなのかということと比較できるデータもあればよいと思う。また，従業員が裁判員として参加することによって，企業にどのような業務上の効果又は社会的な効果があったのかという設問も必要だと思う。裁判員裁判に参加することによって従業員にどのような変化があったかなどの情報を提供すると，他の企業にとっては非常に参考になるアンケートである。
- アンケート結果を企業に還元するに当たっては，アンケートに御協力いただいた御礼，アンケート結果の概要，裁判員制度に関する簡単なパンフレット，従業員が裁判員に選任された際に御協力いただきたい旨や裁判員裁判参加のための特別休暇の導入を検討していただきたい旨を記載した書面を同封するとよいのではないか。
- アンケート結果を踏まえて，裁判所としてどのようなアクションを起こすかということが非常に重要である。特別休暇制度の導入を御検討くださいなどというお願いとともに，予想される裁判員制度に対する企業の懸念についての説明を加えた方がよい。
- 本アンケートが島根県内で独自に行ったものであるということであれば，誰でも結果を閲覧できるよう，本委員会の議事概要と併せてアンケート結

果をウェブサイトに掲載してはどうか。

- アンケート結果をウェブサイトに掲載する場合、結果中の東部、西部、隠岐の内訳から回答社を特定できる可能性があるときには、内訳を掲載しない方がよいと思う。
- 回収したアンケートにおけるその他の意見の中にも参考となる事項があると思うので、とりまとめをしてはどうか。
- 裁判員裁判は、企業に関わる人ばかりでなく、一般の人も関係することであるため、アンケート結果のみならず裁判員裁判に参加された方の感想などを広く一般に示していく必要があると思う。
- アンケート結果を見ると、特別休暇制度を導入する予定はないという企業が4割を超えている。特別休暇制度の普及方法について、また、経営者として特別休暇制度を設けることについての隘路があれば伺いたい。
- 特別休暇制度導入の障害となっているのは、企業にとって裁判員裁判で従業員がどの程度業務を離れるのかという具体的イメージをつかめていないことであると思う。もう一つは、就業規則の変更をしなければならないことではないか。企業の規模によっては届出や労働組合への対応が必要である。
- 企業に対しては、裁判所が具体的な案や事例を情報提供をすることが必要である。企業にとっては、特別休暇制度を導入し、かつ、有給にすることは大変なことであり、裁判員裁判参加のための特別休暇に限らず、それ以外の特別休暇、出張扱いなど、各企業がどういう工夫をしているかという情報を提供するとよい。いずれにしても、アンケート結果の企業への還元方法については、特別な工夫が必要であるため、協力いただいた島根県経営者協会に相談してはどうか。
- 細かい結果までウェブサイト等で広く公表するならば、公表内容について島根県経営者協会の了解をとった方がよい。

- 島根県経営者協会加盟社の代表であるとか，企業の総務担当の方などを裁判所に招き，アンケート結果を示したり，就業規則改定の協力依頼を行うことなどを内容とする広報行事を実施してはどうか。
- 特別休暇制度を導入した企業に対して，導入理由や導入するに当たっての注意点などをヒアリングするとよいと思う。その中で企業にとってのメリットなどの情報があれば，それを周知することで，他の企業も前向きに検討するのではないか。
- 企業へのアンケートだけでなく，裁判員を経験された方に対して，有給だったのか，無給だったのか，休暇をとられたのか，また，実際に裁判員裁判に参加してどういうメリットがあったのかなどについてのアンケートを実施したらよいと思う。

### 3 裁判員裁判の運営について

#### (1) 説明

裁判員裁判の運営について，佐々井刑事首席書記官から説明が行われた。

#### (2) 意見交換（●委員長，○委員）

- 何人かの方には，実際の裁判員裁判を傍聴していただいたが，傍聴された感想を伺いたい。
- 初日のみ2件とも傍聴したが，罪状についての検察官の説明は専門用語ばかりで，時間も非常に長い印象を持った。一方で，1件の弁護人は，プロジェクターを使用し，プレゼンテーションのように説明しておられ，とても分かりやすかった。
- 初日を傍聴したが，弁護人のプレゼンテーションのような説明がとても分かりやすかった。また，裁判官の被告人に対する冒頭の説明も，非常に平易な言葉を選んで使われているという印象を持った。
- 先ほど分かりやすい裁判を心がけているという説明があったが，傍聴し

た2件とも本当に分かりやすい言葉で説明されており、大分理解できた。今、我々は映像で見て考える世界に生きており、耳から聞いた言葉だけでは頭の中でイメージしにくかったり、整理がつかないことがある。裁判においても同様であり、映像は非常に大きな作用があると思った。また、休憩をこまめにとっておられ、裁判員の方が一息つく場があったのはよいと思う。

- 医者の証言や専門家による事故現場についての証言については、2人とも一つ一つのことを丁寧に確かめながら、説明しておられ、裁判とは丁寧なものだという印象を持った。
- 裁判員制度に関しては、素人の方に裁判が分かるのだろうか、裁判員と裁判官が同じ1票で評議結果を出していいのだろうかと思った。
- 2件の裁判を傍聴したが、裁判員の緊張、責任というか、とにかく大変だという印象があり、国民の義務という意識がないとできないと強く思った。
- 傍聴はできなかったが、裁判員制度の導入時に模擬裁判に参加したことがあり、我々のような法曹界のことについて知識のない者が、裁判官と同じウエイトで量刑を決していくということには危険な面があるのではないかと感じた。

#### 4 新営庁舎について

##### (1) 説明

新営庁舎について、藤井事務局長から説明が行われた。

##### (2) 意見交換（●委員長，○委員）

- 新庁舎の外観図を見ると、裁判所前の通りは全体的に拡幅され、観光客にとっても通りやすくなり、多くの人たちが往来することになると思う。裁判所の役割ではないが、観光客が休める場所を通りに設けたり、庁舎内

に埋蔵文化財発掘調査の結果を見ることができる場所を設けてはどうか。